

6 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護等を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

7 事業所は、利用者に訪問介護等を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

なお、サービス提供記録の複写物の交付に当たっては無料で交付する。

(1) 訪問介護等の提供日、提供時間

(2) 訪問介護等の具体的な内容

(3) 利用料金、保険給付の額

(4) 利用者の心身の状況

(5) その他必要な事項

8 事業所が利用者から第1項、第2項、第4項及び第5項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡しなければならない。

2 事故が発生した場合は、青森市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、利用者に対する訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（衛生管理対策）

第9条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断を実施する。

（居宅介護支援事業所との連携）

第10条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター（必要と判断される場合は、主治医、保健医療機関）と連携し、必要な情報を提供することとする。